

千歳市農業委員会だより

第34号

大地

発行 千歳市農業委員会

発行日 令和3年12月発行

編集 千歳市農業委員会だより編集委員会



令和3年7月 根志越地区

〇もくじ

- 〇みどりの食料システム戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P
- 〇健康診断を受けていますか 〇農地転用について・・・・・・・・ 3P
- 〇農地パトロールを実施しました 〇全国農業新聞の購読について・・ 4P
- 〇地域の農業政策等へ女性の参画 〇農業者年金制度が改正されます
- 〇令和4年度農業施策と予算に関する要望意見の提出について・・・・ 5P
- 〇家族経営協定の目的 〇1日農業バイト「day work」・・・・・・ 6P
- 〇所得税・消費税の誤りやすい事例・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
- 〇千歳市の農地の平均賃料 〇総会開催予定日について
- 〇編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8P

みどりの食料システム戦略

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）で実現

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農業の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農業等の開発により化学農業の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマクロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

ゼロエミッション 持続的発展

革新的技術・生産体系の速やかな社会実装

革新的技術・生産体系を順次開発

開発されつつある技術の社会実装

2020年 2030年 2040年 2050年

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し、地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農業・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

農林水産省は5月12日、農業の生産力向上と持続性の両立の実現をめざす「みどりの食料システム戦略」を策定しました。2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現や、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大することなどの目標を掲げました。

農林水産省の2022（令和4）年度予算概算要求の総額は今年度当初予算額の16.4%増となる2兆6842億円を要求。みどり戦略ではスマート農業技術や、ペレット堆肥の活用技術の社会実装の加速化など技術開発・実証事業に新規に65億円、みどり戦略の実現に向けて調達から生産、流通、消費までの各段階が取り組むモデル的先進地区の創出などを支援する「みどりの食料システム戦略推進交付金（等）」を新規30億円、合わせて95億円をみどり戦略の新規予算として要求しました。

2050年には千歳の農業はどのような変貌を遂げているのかわかりませんが、明るい未来であることを心から願うばかりです。



健康診断を受けていますか

日々の農作業が忙しくて健康管理がおろそかになっていませんか？
自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
定期的に健康診断を受けることが、早期発見、早期治療につながります。
健康な状態で、農作業を行うには、自分の健康状態を知ることが重要です。
市が行う健診は市からの補助があります。
少ない自己負担額で受診が可能ですので積極的な受診をお勧めします。
集団検診（札幌がん検診センター）はバスの送迎もあります。
個別検診は市内の13病院で受けることができます。

検診申込専用ダイヤル

（土・日・祝日を除く 8:45~17:15）24-0617

へお申し込みください。

検診費用：40歳~64歳 1,000円 65歳~74歳：500円です。

詳しくは市のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。



農地転用について

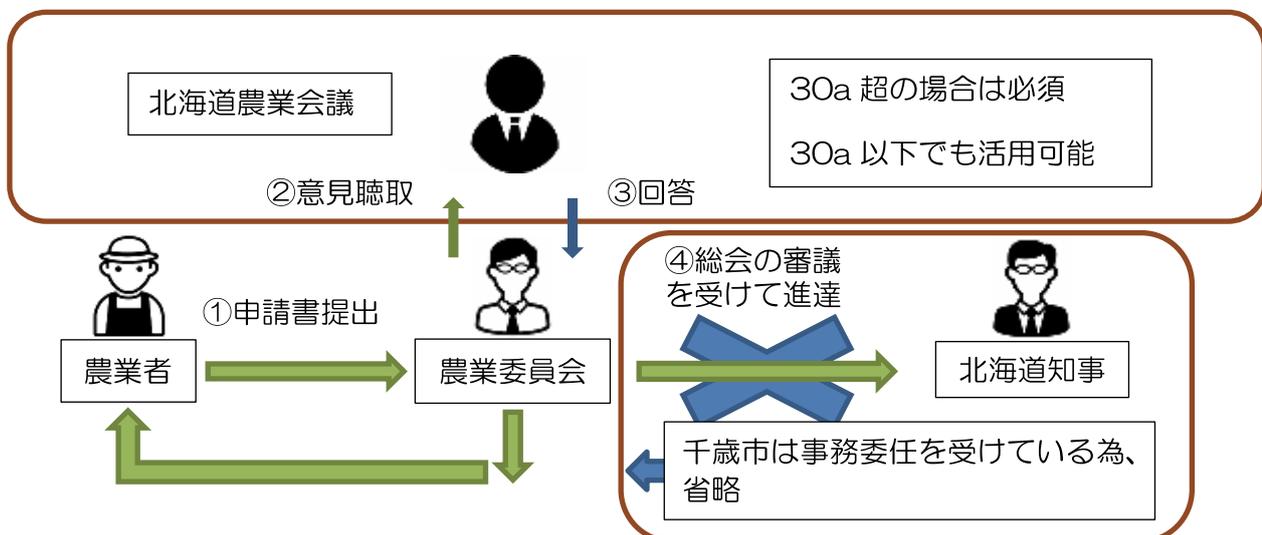
農地を農地以外の目的で利用するときは、農地法に基づき、農業委員会への『転用』の申請が必要となります。

自分の農地でも、農業用倉庫を建てる場合や、通年堆肥置き場にする場合なども申請が必要です。

また、この場合、農地法の要件に合致することが必要であるほか、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）や都市計画法などの他法令により、転用の内容によっては、許可できない場合がありますので、農地を農地以外にしたい時には、事前に農業委員会などにお問い合わせください。

許可なく転用した場合は、工事中止や原状回復の命令のほか、罰則の規定がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先 農地係 24-0814】



農地パトロールを実施しました



今年で12回目となる農地パトロールは、新型コロナウイルス感染症防止のため縮小開催となりましたが、6月と8月に事務局において、のべ32か所の圃場を含む市内全域を巡回しました。

令和2年度末における当市の遊休農地は0.79haであり、市内の農地面積に対する割合は低い状況にあるものの、農地を良好な状態で維持・保全し続けるためには、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止と早期発見・是正に向け、引き続き力を入れて取り組む必要があります。

このため、パトロールの結果を基に、農業委員による報告・検討会を開催して、巡回した圃場の現状と課題を整理し、今後の遊休農地の解消や違反転用状態への指導・対応について検討するとともに、引き続き注視すべき農地について協議を行いました。

今後とも農地の適正な管理に向け、関係機関及び地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



全国農業新聞の購読について

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」という一週間の時間を活かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

◆発行日／毎週金曜日 ◆購読料／月額700円（税・送料込）

【お問合せ先】

企画振興係 24-0799



地域の農業政策等へ女性の参画

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）において、農業委員等に占める女性の割合の目標が設定されました。

目標：農業委員に占める女性の割合は早期に20%、2025年度までに30%

現状：2008年4.6% 2020年12.3%

現在の農業委員の任期は令和5年7月19日までとなっております。

1人でも多くの女性農業者の皆様の応募をお待ちしております。



農業者年金制度が改正されます

◎2022年（令和4年）1月1日から

○若い農業者が加入しやすいように保険料が引き下げられます。

35歳未満で認定農業者に該当しない等、一定の要件を満たす方は1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。

○農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。

農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降の誕生の方で通常加入された方）については65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。また、特例付加年金（政策支援加入された方）については受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択できるようになります。

◎2022年（令和4年）5月1日から

○農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。

【お問合せ先】 企画振興係 : 24-0799

令和4年度農業施策と予算に関する要望意見の提出について

農業委員会では、毎年北海道農業会議を通じて、農業施策と予算に関する課題について、国などに要望活動を行っています。

○農業経営基盤準備金制度について

本準備金を取り崩して農業経営改善計画にない固定資産を取得した場合も圧縮記帳できるよう見直し。

○スマート農業のための環境整備

スマート農業に限定せず、インフラの基本として、農村の維持、担い手対策の側面からも高速度ブロードバンドは必須である。

家族経営協定の目的

家族経営協定とは、家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、かけがえのない対等な仲間として、農林漁業の経営を『共同経営的に』営むためのものです。

- 家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長していくため
- 家族一人ひとりが尊重される家族関係をつくっていくため
- 次の世代にスムーズに引き継いでいくため

経営の方針や家族一人ひとりの役割・就業条件について話し合いながら、取り決めます。

家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行います。

また、家族経営協定は、法人経営におけるワーク・ライフ・バランスの実現の有効な手段でもあります。

- 法人化へのステップとして
- 法人化後の経営改善ツールとして

上記の効果も期待できます。

これからの経営発展を考える上でも、協定内容が定まっていることが重要です。



デイワーク

1日農業バイト「daywork」

「1日農業バイト」デイワークは農業者と求職者を1日単位で結びつけてくれるサービスです。これまでは数週間単位で連続した雇用が当たり前でした。しかし農繁期だけ手伝いに来てくれる方を見つけることは難しいことです。

2019年、北海道のある地方で本サービスを開始したところスマートフォンを使い完全自動で、のべ4,000人以上のマッチングに成功したそうです。

JA道央でも導入し、何名かが活用しています。

まだの方はこの機会に活用するのはいかがでしょうか。

利用は、求職者・生産者とも完全無料でお手持ちのスマートフォンでどなたでも利用できるそうです。

生産者の方はお近くの営農センターの営農振興課へお問い合わせが必要とのことです。

マッチングが上手く進むと、今までにない新しい雇用関係が生まれ、withコロナ時代に対応した農業現場の労働力確保につながり、新規就農希望者の入り口としての役割も期待されています。



所得税・消費税の誤りやすい事例

- 1 ① 積立部分がある建物更生共済、長期損害保険などで積立部分のある保険料の全額必要経費に算入。
② 積立部分以外の保険料は資産計上し、積立以外の部分を必要経費として算入。
- 2 ① 建物更生共済の満期返戻金が支払われたが、農業用の建物にかかるものなので農業所得の雑収入に計上。
② 損害保険契約に基づき受領する満期返戻金は、農業に係るものについても一時所得に該当。
- 3 ① 農業用の建物を購入する際に支払った購入手数料を農業所得の必要経費に算入。
② 減価償却資産を購入する際に支払った手数料は、減価償却資産の取得価格に算入。
- 4 ① 居住用家屋を取り壊して農業用の建物を建築した際、家屋の取り壊し費用を農業所得の必要経費に算入。
② 居住用家屋の取り壊し費用は家事費に算入。（必要経費に算入できません。）
- 5 ① 農産物を知人にとても安い金額で譲渡した場合、所得税の課税上の問題ない。
② 棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合は次の算式により計算される実質的に贈与したと認められる金額が収入金額に加算。
【計算式】実質的に贈与したと認められる金額＝通常の販売価格×概ね 70%－譲渡価額
- 6 ① 法人に対して資産を贈与した場合に、所得税の課税上の問題はない。
② 法人に対して資産を時価の2分の1未満（無償も含まれます）の価格で譲渡した場合、時価によって譲渡したものとみなして課税される。
- 7 ① 個人農業者が、家事用資産を売却した場合、事業者が行ったものとして、消費税の課税の対象になるとした。
② 家事用資産の売却については、たとえ事業者が行ったものであっても、「事業として行われる資産の譲渡等」に該当しないことから、消費税の課税対象にはまらない。
- 8 ① 農業用倉庫とその敷地を一括して売却した際に、売買契約書で土地部分と建物部分の対価が区分されておらず、消費税額の明示もなかったため、譲渡代金全額の消費税を非課税とした。
② 土地とその上に存在する建物を一括して譲渡した場合には、譲渡代金を土地と建物部分に合理的に区分した上で、土地部分の消費税は非課税、建物部分の消費税は課税となる。



千歳市の農地の平均賃料

○農地法第52条の規定に基づく農地平均賃料の調査結果についてお知らせいたします。
 市内平均賃貸借料（10a当たり） ※算出金額は実勢価格を用いています。

田・転作田	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ 件数	摘 要
2年度	10,848	14,000	3,922	139	H29年～R2年の4年間平均
元年度	11,545	14,000	3,922	94	H29年～R1年の3年間平均
前年対比	-697	0	0	45	
畑（普通 畑）	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ 件数	摘 要
2年度	6,589	10,000	3,000	132	
元年度	6,575	10,494	2,550	140	H30年～R1年の2年間平均
前年対比	14	-494	450	-8	

総会開催予定日について

12月総会開催日	12月24日（金）	各申請書の提出期限	12月3日
1月総会開催日	1月28日（金）	各申請書の提出期限	1月7日
2月総会開催日	2月25日（金）	各申請書の提出期限	2月4日
3月総会開催日	3月24日（木）	各申請書の提出期限	3月3日

●各申請書（農業委員会への提出期限）法3・4・5・18条、農地利用集積計画関係等
 なお、積雪期間（12月～3月）は現況証明交付にかかる現地調査が困難になることから、この間は受付できませんのでご了承願います。

また、買受適格証明については提出期限までに証明願書の提出が間に合わない場合は、当月の総会での審議ができませんので、ご注意願います。

編集後記



年末を迎え、家族全員のコロナウイルスワクチンの接種を終えられましたか。

振り返ると今年は、特に暑い夏で、体調管理が大変でしたね。また、干ばつの影響を受けた方もたくさんいたのではないのでしょうか。

地球温暖化を体で感じた夏でした。オリンピック等に一喜一憂し、コロナ対策等で七転八倒の日々、コメ余りのニュースに憂慮し、首相交代に驚いたりしているうちに2021年が終わろうとしています。

1日でも早く、色々な行事や催事が復活し、マスクのいらぬ普通の生活に戻る日が来ることを願ってやみません。

○本誌「大地」は千歳市のホームページでもご覧いただけます。（再生紙と大豆インキを使用）